

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年度 第3回川西市都市景観形成審議会	
事務局(担当課)		都市整備部 まちづくり政策室 都市計画課	
開催日時		平成26年12月1日(月)午後1時半～午後3時半	
開催場所		川西市役所4階庁議室	
出席者	委員	出席:澤木委員・平田委員・中江委員・栗山委員・李委員・ 森島委員 欠席:黒坂委員	
	その他	なし	
	事務局	福本・大田・橋本・生田・角田	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1)議案第1号 川西市景観計画の策定について(答申)	
会議結果		(1)議案第1号 審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

会長	<p>今日から12月に入りまして、年の瀬ということで、ご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。本日は平成26年度の3回目の審議会になりますが、これまで2年度を駆けまして検討して参りました計画を、答申案として取りまとめる段階になっております。それぞれの専門の立場からのご意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>委員7名中6名が出席しており、半数以上の出席があるため、規則に基づき会議が成立しています。</p>
議長	<p>議題に沿って進めて参りたいと思います。議題に入ります前に、皆さんのお手元の資料の確認をお願いできますか。</p>
事務局	<p>(資料の確認)</p>
議長	<p>それでは、次第に沿って進めて参ります。議案第1号ですが、「川西市景観計画の策定について(答申)」ということで、本議案ですが平成25年5月29日付で市長より諮問を受けております。本審議会において2年度を駆けまして素案策定に向けて審議を行って参りました。前回の都市景観形成審議会で、一定の取りまとめをしたものを11月25日に開催されました都市計画審議会で、景観法に基づく意見聴取を行い、そこでの意見を踏まえて事務局側で素案として取りまとめたものが、机上に配付されております資料1素案です。本日は、この素案に基づきまして、市長に答申する予定をしておりますので、皆さんに意見をいただき、集約しながら進めて参りたいと思います。それでは、都市計画審議会での意見聴取の結果について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>まず序章と第1章をご確認いただきながらご意見があればよろしくお願いいたします。キャッチフレーズもこの形でいくということです。</p>
委員	<p>都市計画審議会の意見は、全体に対する意見だと思いましたが、これに対する解決案として部分的に修正しているように思います。例えば1番の場合は、計画策定の背景のところ、「景観形成は、住民の理解や協力がないと十分に達成されない」というところを最初のところに入れたほうが、住民は分かりやすいのではないのでしょうか。市の思いは、ここに記載されているので分かりますが、今までの会議の中で、住民の力、民力が大事ですと出ていたのですが、それが具体的に出ていたほうが良いと思います。</p> <p>意見の5番に絡みますが、「景観計画をつくりました。これからこれをベースとして色んな考えを持って、展開していく」ということを、最後の結論のところに入れたほうが、分かりやすいように思います。</p> <p>先ほどの説明では、解決策として各意見の小さい番号のところでしたようですが、全体の中で入れるべきではないかなと思います。骨格になるところだと思います。</p>
議長	<p>委員のご指摘は、前段の部分にこの計画策定の理念として、市民の参画であるとか、景観法の位置づけというものをきちんと明示する必要があるのではないかというご意見だと思います。意見書を見ていますと、最初のところにかかる話がかかなり出ていまして、事務局はこれを即</p>

	<p>物的なものに対する意見と思われていて、そこがずれているのだと思います。</p> <p>例えば1番の意見では、「定められていることをわかりやすく示す」というところの対応に力点が置かれていて、39 ページ・40 ページのところを示していただいておりますが、どちらかというところ、市民の参画が大事だということを、第1章の辺りで書くべきであるというのが、委員のご意見であると思います。よく読めば、「計画策定の目的」のところの第3段落に書いてありますが、もっと伝わりやすいようにしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>章が飛びますが第5章 41 ページの「市民及び事業者の役割」という項の中で、前回「より積極的な参画を求めて下さい」というご指摘をいただきましたので、提案を追加しました。</p>
委員	<p>市民が最初から最後まで読むとは限りませんので、最初のところに表現していただいたほうが市民の方も興味を持つだろうと思います。</p>
議長	<p>3ページの3段落目から4段落目の「市民の参加を通じて」等、一般市民も主役であるということが分かる補強があるのだと思います。こういう修正は、答申までに出来るのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。修正致します。</p>
議長	<p>第2章に関しては、いかがでしょうか。第2章は都市計画審議会からの意見の関係で修正するところはないようです。</p>
委員	<p>前も触れましたが、2 - 2「地形から見た特徴」、2 - 3「都市形成の経緯から見た特徴」の並びでいくと、2 - 4は「            の特徴」にならないのでしょうか。これは並列ではなくて、2 - 2が「景観の特徴」というタイトルで、2 - 2 - 1が「地形から見た特徴」、2 - 2 - 2が「都市形成の経緯から見た特徴」、2 - 3が「景観の類型」としたほうが納まるのではないのでしょうか。全体がそれぞれで終わって、分かりやすいと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいた通りに修正致します。</p>
委員	<p>10 ページの「市街地景観」のところ、前回は確認したのですが、花屋敷等の戦前の住宅地が市街地景観に入っておりますが、ここで見ると景観として評価されているのは規模の大きさ、門塀、生垣、庭木です。これは、建物自身は書かなくてもよいのでしょうか。「開発団地景観」では、家並みについて書かれていますが、戦前の建物については建物の評価は一切しないということでしょうか。</p>
事務局	<p>「開発団地景観」は新しく産み出されていったもので、建物のデザインについてもふれているのですが、戦前に作り出された建物については、ここに書かせていただいたように生け垣等、外構部を含めた全体で評価をしているということで、家並みについての表現が足りないということです。</p>
委員	<p>後ろのほうの施策にも関わりますし、都市計画審議会からのご意見の3番にも関わりますが、前回この部分を歴史的なところをもっていったほうが良いのではないのでしょうかと申し上げました。市街地としての評価が、景観として今言われたようなところでしかできない。ある意味当時の様式を持った建物が、変な言い方ですがお金をかけた建物がきちんと建っている、ということです。それは、大きさだけではなく、屋根の材料、壁の材料等、建具等もやはり時代を反映し</p>

	<p>た当時の富裕層のものであろうと。そうしたものが、景観としてきちんと評価されるということを書いておかれると、こういったものを意識してくださいねということがやりやすいと思います。</p>
議長	<p>「規模の大きい」というところに、「時代の様式を反映した」等、そのような評価を形容詞として挟んでいけばいいのでしょうか。</p>
委員	<p>そのような説明は要るのだと思いますが、「鶴之荘、花屋敷等の住宅地」の、説明にあった写真を入れていただければ分かりやすいと思います。</p>
事務局	<p>こちらの第2章のまとめ方が景観の現状ということで、どうしても鳥瞰的なまとめ方になっております。面的な景観ですので、面として捉えたときの表現をしております。中心市街地と市街地全体の写真という配置になっております。生活シーンから見ております第4章のほうでは、集落の中に入った景観の写真を取り入れておりますので、その辺りとのメリハリでこのような写真の配置としております。</p>
事務局	<p>策定途中で、どのような写真を入れようか議論をさせていただきました。10 ページに載せております2枚の下の写真をどのようにするのか悩んで、現在この写真を入れております。27 ページの市街地景観のほうには、すでに南部市街地の景観が載っておりますので、ここをこちらの事例にある戦前に開発された住宅地の写真を使うということにさせていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>具体的には、28 ページの下から3番目に書いてあります「歴史・文化的価値のある景観資源を有する地区の指定」というところを評価して、景観上重要な地区として指定しながら規制誘導を図るということですので、本来はここに写真があれば分かりやすいです。</p>
議長	<p>10 ページの下の写真を花屋敷等の写真に替えていただいて、ここでイメージを持っていただくということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>14 ページ「四季折々の景観」の中で、それまでの類型別の景観とは違った趣向の説明が入っています。これは後々どの辺りにつながっていくのでしょうか。第5章53ページ「イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出に関する取組」との施策につなげていくという関係があるのかと思いますが、イベントは市民協働に関する施策であるかと思います。</p> <p>四季折々の景観は考えてみれば、期間限定の景観というのでしょうか。文化的な行事等期間限定ではありますが、市の特徴を出して市民が愛着を感じていくという性格のものも大事であるということでしょうか。キーポイントは「期間限定だけでも重要なものがある」ということで、その趣旨が分かるものにしていただきたいと思います。施策の中でも、建物や自然環境等、恒常的にあるものを保全することだけではなくて、期間限定であっても川西市の特徴を表現しているものが続いていくように、施策の中に入れてもいいと思います。この章の位置づけを少し整理していただければと思います。</p>
議長	<p>私の感触では、2 - 6は第3章の 16 ページの生活シーンを中心に景観を考えていくときの話、特に「特別な生活シーン」につながる話が出ているのだと思います。2 - 5では面的なもので景観を類型化しているのですが、それでは表せない、時間で移り変わる部分を2 - 6で書いて、第3章につないでいるのだと思います。</p>

事務局	おっしゃられた通り、生活シーンの箇所につながるように、ここで記載しております。
議長	2 - 6の中に「特別な生活シーン」につながるということが書いてあればいいのではないのでしょうか。原案では2 - 6が浮いてしまっています。第3章で受けていますので、つながりが分かるように書くのか、あるいは2 - 6のところでのこの節を設けた目的をもう少し補強されるといいのかなと思います。
委員	物理的に景観を捉えると面的、線的、点的という分類ができますが、次の2 - 6は物理的な捉え方ではなくて、意味的な捉え方です。分類を2つにしましたというところで位置づけしないと、全く類型的な分類から離れて、位置づけが曖昧になります。2 - 5があって、2 - 5 - 1で物理的な分類があって、今の2 - 6が2 - 5 - 2という、物理的な捉え方ではない捉え方をしたらこうなりますよという説明にしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。
議長	2 - 6は、類型ではないですね。類型というタイトルでは、括れません。2 - 5のタイトルを少し変えて、2 - 5 - 1が、「物理的特性から見た景観」のようなタイトルで、2 - 5 - 2が「四季折々の景観」とし、その上のレベルにもう一つタイトルが要ります。2 - 4と2 - 5はリンクしているのですね。2 - 5(1)が「基本となる面的景観」ということで、8ページの図で言うと上の方のA~Dまで。2 - 5(2)がE~Gのような構造でいくと、2 - 4と2 - 5、2 - 6という3項目が括られるような形でしょうか。
委員	2の4、5、6が1つにならないといけないと思います。景観の捉え方という位置づけで、2 - 4 - 1類型別景観とするのでしょうか。
議長	整理しますと、2 - 4を「景観の捉え方」にして、(1)が「類型別景観」、(2)が「基本となる面的景観」、(3)が「面的景観の中にある線の景観」、(4)が「面的景観の中にある点的景観」で、(5)がそのままですと「四季折々の景観」という並びにして捉えるということでしょうか。
委員	物理的な景観の捉え方ではないものは、「四季折々の景観」だけでしょうか。あとは何かないですか。季節ごとのものではなくて、年1回あるようなもの。源氏まつりは年1回ですよ。
事務局	それは、何月くらいにやるというもので大体この季節にあるのだなということで、四季折々に包括されると思います。四季ではなくて、朝夕の話等はあると思います。
議長	14 ページにイベント・祭事、それから四季折々と出てくるので、これに夜間、日の出・日の入り、一日の変化等を付け足すと、要素としては揃ってくるのだと思います。タイトルが「四季折々」ではなくて、時々々の景観のような話になりますが、時間によって変化する景観です。そのタイトルはまた考えていただいて、第2章まではご意見のように、ヒエラルキーを整理していただくということでよろしいでしょうか。 第3章に入ります。先ほど言われた生活シーンの話がいきなり出てくるということが、特に15ページで位置づけられることになります。今回の景観計画の基本となるところは、生活シーンから景観を見つめ直して、市民が生活する中での景観形成をしていこうとすることです。それを囲みで強調していて、それでは、生活シーンから景観を捉えるということとはどういうことなのだろうかという説明がその下に展開していき、普段と特別に分けるという流れになっています。これが第4章にいくと、21 ページ以降のところ、普段と特別ということで、生活シーンを分けて景観形成の方針、あるいは具体の取組みが展開していくというストーリーで流れるようになってい

	ます。
委員	個人的な意見としては、景観計画の中で第3章が一番よくできていると思っています。写真はだれが撮られたのでしょうか。
事務局	事務局で撮影したものや、市民が撮影された景観展の応募作品です。
委員	写真が、非常に迫力があって良いと思います。意見書を見ますと、文章の書き方が問題なのではないかと思えます。例えば、第4章もそうですが、方針というものを、生活シーンから捉えているということを何回書いてもいいのではないのでしょうか。一番最初の行に入れてしまう。それが結局は、意見書の1番に対して、生活シーンから捉えるのは市民の参画であると言えます。写真もそういうところから、ピックアップしたということも記載したらいいのではないのでしょうか。
議長	<p>15 ページの先頭のリード文の4行辺りが、堅い文面になっているということでしょうか。むしろもっと市民に訴えかけるような、今回の景観計画は生活シーンというものを充実して等のリード文として、市民の参画とともにやっていきますよ、理念はこうですと。そういう1行を書いて、こういうものを検証していきますとする。あるいは、一番最後の段落にあってもいいかもしれません。読み物的に読んでいくという形を意識すると、第3章に導入しやすくなって、ここの意味が理解していただきやすくなると思います。表現を工夫したほうが良いかもしれません。</p> <p>ほかに、18 ページのコラムが、ここにきているのは、見開きのレイアウトで各章が左ページから始まるという構成のためだと思えますが、市の景観を市民がどのように考えているのかというコラムの内容からしますと、入れるべき場所は第2章ではないかと思えます。原案で違和感はないのでしょうか。コラムの面積が大きく、左側のページの目標の部分が文字ばかりなので、このページを開くと、右側のコラムの方にばかり目が行ってしまい、少しもったいないと思えます。</p>
委員	コラムを14ページの2 - 6の次に入れたらどうでしょうか。
議長	そのようにして、1ページ空白のページを入れて、第3章を左のページから始めたほうが、流れとしては良いと思います。可能であれば、景観形成の目標をビジュアルで表すチャートを18ページのところに入れていただいて、文字だけではなく分かりやすいものにしていただければいいと思います。
事務局	そのように修正致します。
議長	第4章はいかがでしょうか。39 ページ・40 ページが都市計画審議会の意見を受けて、新たに表形式にされた追加分ということです。
委員	先ほど第4章の生活シーンが唐突だという話で、市民の目で読んでいくと、景観を生活シーンで捉えていくことで、良いことは何なのか。そのことが全然書いていないのではないのでしょうか。序章の「計画策定の背景」の「暮らしの質の時代」と生活シーンは、密接に関係しているのではないのでしょうか。暮らしの質を高めるために、生活シーンをもとに景観を捉えていますよと。生活シーンから捉えただけでは、伝わりにくいと思います。そういう文章があったほうが、良いと思います。
事務局	おっしゃる通りだと思います。今、15 ページ「生活シーンから景観を捉える」の後半部分に、

	<p>記載させていただいております。それを第4章の冒頭の部分であるとかに、反映していくことになるのだと思います。</p>
委員	<p>分析だとか理念が書いてあり、文章が堅いように思います。市民のレベルから見ると最後まで読み切れない。所々に市民にとって身近な表現、景観が良くなることで自分たちにどれだけメリットがあるのかというのを、感じられる表現が必要だと思います。</p>
委員	<p>表紙のサブタイトルにもなっている「生活シーンから景観を捉える」という言葉が簡単なようではなかなか、取りようによってはいろいろとれるような気がします。ここで言う「生活シーン」というのは、視点の場のことを言うのでしょうか。視点の対象のことを言うのでしょうか。私自身が前からイメージしていたのは、日々の生活シーンの中で目にする景観です。景観は毎日見るものですので、遠くの景色を見る場合もあるし、近くのまち並みを見る場合もある。それが、それぞれ整備されることによって、日々の生活シーンがより豊かになる。つまり暮らしが良くなりますよということでしょう。視点場に力点があると思っていたのですが、視点場と視点対象を含めたものが生活シーンだという意味合いになってきたのかなと思います。両方を含んでくると、概念が曖昧になって、市民の方に理解していただくのに難しい面が出てくるのかなと思います。</p>
事務局	<p>表紙のタイトルがまだ案であるということもあって、言葉をそこまで吟味せずに書いておりますので、その所はご容赦下さい。趣旨から申しますと、冒頭から検討に入っていった、検討過程の中で、生活シーンのほうから景観を捉えていく。「生活シーンの中で」目にする景観というところで整理してきましたので、「生活シーンを」というところで逆転してしまうところもあるかもしれません。タイトルについてはご指摘をふまえて、吟味したほうが良いのかなと思います。</p>
議長	<p>19 ページに書いてあります「景観を生活シーンから捉え直し」という文言が、行政サイド、専門家サイドからみた言葉で、市民が主語ではない書き方をしています。市民が景観をどう捉えるかという意味だとすれば、もう少し文章を補わないといけません。原案では混乱するような印象をもちます。市民が読んでいくことを考えると、こういう言葉の使い方を厳密に吟味していかないと誤解を招くのかなと思います。</p> <p>追加された39ページ・40ページの表の上の見出しに、5 - 3、5 - 4、5 - 5と書いてありますが、ここは第5章になっているのでしょうか。ヘッダーは、第5章になっていますが、5 - 3、5 - 4、5 - 5の内容が先に出ているのは変だと思います。第5章の最後に置くほうが自然ではないのでしょうか。表中の類型は第4章を受けています。第4章の内容を、第5章の軸で整理している形となっています。</p>
事務局	<p>前のほうのページでも、第5章につなげていくために、見開きの右のページの右側に5 - 3等と記載しております。そこが表に出過ぎているのだと思います。</p>
議長	<p>位置的には、5 - 1がそれぞれの役割、5 - 2が推進方策の枠組みなので、その次にこの表が出てくるとおかしいでしょうか。5 - 3以下の推進方策の柱ごとに、これまでのものを整理すると、39ページ・40ページの表になりますという形があって、インデックスのような役割を果たしながら、5 - 3につながるのではないかと思います。どうでしょうか。</p>
委員	<p>この表は都市計画審議会との関係で作られたということで、5 - 5で「参画と協働」という言葉がついているのだと思います。ただ、5 - 5が「参画と協働」というわけだけではなくて、例えば、それぞれの建物の保全についても参画と協働が必要なことです。「個人住宅等のすべての建</p>

	<p>物が…」というご指摘をいただいたのは、まさしくそのようなことだと思います。これは、市民がやるとすれば何がすぐ出来るのかなという表にすることは難しいでしょうか。市街地景観で見た場合、「市街地の中にある戦前に開発された…保全・形成します」と書いてありますが、市民が何をすればよいのかここに書いてあれば良いのかなと思います。例えば「それを変なものに変えないで下さい」である等です。そうでないと景観問題を引き起こすような建物が作られてしまう。そうしないために、市民の方にはこういうことを考えてしてもら。あるいは行政はこういうことを考えてやりますよということが、それぞれの立場で整理して、参画と協働は具体的にそれぞれのマスの中でこういうことで起こりますということが書かれていると、ご意見でいただいた3番のご指摘に対応できるのではないかと思います。</p> <p>と言いますのは、市街地景観のこともありますし、この前議論になりました黒川小学校のこともそうですが、変えていいのではなくて、守るべきものは守るという前提でいくということがここに書いてあれば、前の議論のようなことは起きないと思います。何を守って、何を变えていいのか、何のために協働をするのか。ここに書いてあると今後の為になるのではないかなと思います。</p>
議長	<p>これを作りかえるのは本審議時間中には困難かと思いますが、今のご意見に沿って進めるのであれば、むしろ第5章の後ろに推進方策のまとめとしてこういう表を出すべきです。39 ページ・40 ページの表は、それ以前のをマトリクス形式にまとめただけですので、あまり意味がないものです。</p>
委員	<p>全体像を知りたいだけであれば、20 ページの後にいれたらいいのではないのでしょうか。全体の地図の後に、一目でわかる表を入れておくほうが、分かりやすいと思います。</p>
議長	<p>表を作られた意図が、都市計画審議会の意見に対応しようとするものであれば、この表の5 - 5の部分だけでもいいわけですし、もう少し具体的な方策をきちんと書くのであれば、この表はそれ以前のを並び替えただけです。答えになっていないものです。その2つに答えるのであれば、この5 - 5にあたる部分だけでいいので、第5章の最後に置くように作り直す、すなわち、委員がおっしゃった様に、類型別に見たときに市民にこういうことをして欲しい、こういうことに留意して欲しいというものを作るほうが充実したものになるように思います。</p>
事務局	<p>この表を入れるかどうかにつきましては、議論をしておりました。都市計画審議会の意見の話もありまして、返しとして要るのかということで入れておりますが、なくても流れていくようにはなっておりますので、我々としましては、ページを削除いたしまして、今いただいたご意見につきましては、どこかのところに入れさせていただくという解決策もあるのだと思います。</p>
議長	<p>39 ページ・40 ページを削除という扱いで考えて、都市計画審議会の意見にどう答えるのかということをご検討いただきたいと思います。</p>
委員	<p>第4章の中で、ところどころに「公共施設景観形成ガイドライン」という言葉が出てきますが、第5章のほうには、「公共施設等景観形成ガイドライン」となっていて、「等」が入っています。用語の食い違いがありますので、お気を付け下さい。</p>
事務局	<p>「公共施設等景観形成ガイドライン」で修正しておきます。</p>
議長	<p>それでは第5章、第6章についてご意見をいただきたいと思います。先ほどの表を削除したこ</p>



	<p>とによって、都市計画審議会の意見の、2番目・3番目・5番目あたりに答えていく役割が、第5章には課せられているのだと思いますが、その視点を含みながらご意見をいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>5 - 3「建築物等による景観形成」の部分に、色々なメニューを盛り込んでいるような気がして、大規模建築物等のことも入っていますし、景観上重要な地区のことも入っていますので、節を分離してもいいように思います。大規模建築物等と、景観上重要な地区がどこから見ても分かるように、分けておくほうが良いように思います。</p> <p>もう一つ、47 ページの(2)の5、6、7ですが、「景観上重要な地区」の中に一緒に扱われていることに、違和感を感じます。景観上重要な地区でなくても、地区計画等は出来ますので、分けておくほうが良いと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>一つ目のご意見に関しまして、修正の方向で対応をさせていただきます。二つ目のご意見ですが、こちらは景観上重要な地区として、どのようなことがやっていけるかということで、地区計画という手法もあって、また重点地区を指定した上で、よりほかの地区より規制力のある屋外広告物の制限をかけていければという思いで、こちらに記載させていただいております。別の形で、屋外広告物につきましては 44 ページの方で、大規模建築物等については、また通常の届出でも屋外広告物が関連している場合は制限を検討していきますと記載させていただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>「建築物等による景観形成」と言っておりながら、大規模建築物と重要な地区しかなく、一般の建築物にかかる部分がありませんので、(2)の5、6、7に関わるあたりのことがこの辺りに入っています。都市計画審議会の指摘にもある「個人住宅等の全ての建物が…」という辺りが落ちてしまっているように思います。目次の話はありますが、ここでもう一つ書かないといけないのではないかと思います。(3)の「景観上重要な建築物・樹木等」の後か、それとも5 - 3の冒頭に少し段落を設けて前書きのような形で記載しておいて、その中で特に大規模建築物という書き方にするのか、そのような位置づけのものがいると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>43 ページの(1)「大規模な建築物等」の下の行、「建築部等」は「建築物等」でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>第5章の書き方ですが、第5章の下にすぐ5 - 1がありますが、なぜ市・市民・事業者が協働でやらないといけないかという文章を、ここに書かないといけないと思います。</p> <p>4行目の後半「今後も全ての主体が…共有し」が、強制的な気がします。例えば、「今後も暮らしを豊かにするために、全ての主体が…共有し」のように何のために共有するのかを入れると、我々の暮らしが豊かになるのかと分かってもらえます。そういう表現が必要かと思います。市・市民・事業者と一緒にしないといけないという前提の文章になっていますので、市民が読むと反発が出るような気がします。まず文章があって、次にそれぞれの役割はこうですと書いたほうが、分かりやすいように思います。</p> <p>さきほどの議論の中で疑問に思ったのは、「景観を形成する要素が何か」ということが抜けているのではないかとということです。景観の分類は分かりますが、その前に川西市の景観は、どういう要素で成り立っているのかということがはっきりしていないのです。建築物だけでなく、樹木等の景観を構成する要素があって、それぞれをこれからどうするか考えて、また景観形成の方針に合わせていって、どう推進していくか。例えば、ブランドを作っていくときに、CCMというのがあります。クリエイション、コミュニケーション、マネジメントです。これが常に良いように回って行</p>

<p>議長</p>	<p>くと好循環を生み、ブランドが上手く働きます。景観計画を作りました。これを市民とどうコミュニケーションしていくか。どう情報発信していくのか。CCM が全部分かるように書いておかないといけません。これが都市計画審議会の意見書に書いてあることだと思います。</p> <p>ですので、39ページ・40ページの表を増やして、一番最初の景観の分類から、景観形成の方針、推進方策まで全部が、景観の分類のところで全てわかるような表があれば良いと思います。それをもって、これからの川西市の景観計画をみんなとコミュニケーションしていき、情報発信をしていく。それを最終的に書かないと、何のために作ったのか分からなくなってしまいます。</p> <p>1ページの序章の冒頭に、それらしいものがありますが、ここをもう少し充実していただけると、景観というものが何を対象としているのかが冒頭で伝わるのだと思います。2段落目に「このように本市は…」とあります。いろいろな要素があって、それが意識の高い市民によって維持されてきたといいことを言っているのに、ここでは文末に都市基盤の話が書いてある。文末の都市基盤のところは要らないのではないのでしょうか。景観だけの話にしてしまうほうが良いと思います。そうすれば、ここを少し補強できるのかなと思います。</p> <p>情報発信は、42 ページ4行目の「市は、…発信に努めます。」というところを、市だけではなく、「市民自身が誇りに思っている」ということを「全般的に発信されて」というような部分をどこかに追加できれば良いと思います。</p> <p>39 ページ・40 ページは答申案には盛り込みませんが、市民に対して整理して示すのであれば、体系立てたものをきちんと作って、計画書の一番最後の資料編などに掲載する等したほうが良いと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>時間がかかるかもしれませんが、概要版を作る必要があると思っています。概要版の中で、資料として39ページ・40ページのところをまとめさせていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>そうであれば情報量を減らして、直感的に分かりやすくしていかないといけないと思います。このレベルであれば、行政の中で手持ち資料として持っていただくような資料になると思います。両方作っていただければ、良いと思います。答申からこの表は外しますが、そのような表は作っていただいて、今後の市民の理解を得るための情報発信に、それから庁内での施策の共有のために、作っていただきたいということを本審議の意見とさせていただきたいと思います。</p> <p>事務的な点で言いますと、景観法に基づく景観計画の策定というものが、条例の位置づけにも関係してくるのですが、「景観法に基づく」のがどこなのか分かるようなものがあると、理解しやすくなると思います。法的な話なので、市民には難しい話になりますが、都市計画審議会の意見の5番目への対応ということになりますが、整理した記述として上手く反映できればと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>アクションプランで何か具体的なものはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>来年度になりますが、策定を契機といたしまして、類型分けですとか、地域別で景観計画をもとにしたフォーラムを開催できればと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>推進方策は折角、市・市民・事業者と分けておりますので、それぞれの役割に従った推進の方向性はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それぞれの役割という方針のレベルでしか、記載出来ておりません。具体的には今後も市の役割に基づいて、新たな景観形成重点地区の指定の調査、建造物指定の対象を検討する調</p>

	<p>査等を進めて参ります。</p>
委員	<p>計画を策定した以降の動きが、目に見える形であれば良いと思います。それが、意見書の5番になるのではないのでしょうか。全体の中で、「まちの活性化」という言葉が出てこないのですが、景観とまちの活性化は結びつけないのでしょうか。</p>
事務局	<p>3ページ「計画策定の目的」の中で、そのような趣旨の記述はしてあります。</p>
議長	<p>そのようなことを入れるのであれば、表現を少し補強していただくことになると思います。</p> <p>アクションプランは、この景観計画を受けて施策レベルで市の方で対応されていかれるということです。具体的に管理していくことについては第6章に書いているのだと思いますが、その中身はこの計画書には出てこないということになっているのだと思います。第6章の(1)の「計画の実現」というところに、本計画に基づく各種施策に実現していくという記載がないと、この計画が動いていくということが分かりませんので、補強は必要だと思います。</p> <p>56ページの(2)の「景観計画のフォローアップ」のところのPDCAのCについては、毎年施策ベースでチェックしていかれるということですよ。</p>
委員	<p>アクションプランで言いますと、川西市全域で動かれていくと思いますが、どんな要素があるのかももう一回調査することを検討していただきたいと思います。第5章の中で気になるのは、建築物と建造物の違いを、なにかで表現してほしいと思います。建造物には、橋とか公園とかも含まれていると思いますが、建築物の中でも塀とかは規制の対象になったり、要素になったりします。その辺りの説明がいます。</p>
事務局	<p>地区指定のところでは、建築物というのは景観法で定義されております建築基準法上の建築物ということで扱っておりまして、建造物に関しては、おっしゃられた通り広い範囲を扱っております。49ページのあたりに記載をさせていただいております。</p>
委員	<p>表のところでも申しましたが、参画と協働という言葉に対して、42ページの「推進方策の枠組み」の中で、建築物も範囲だとすれば、(3)は市民の取組による景観形成のことを言われているのだと思いますが、ここだけにあえて「参画と協働」とつけられているのは意味があるのでしょうか。意味がないとすれば、全部に対して参画と協働は求められていると思いますので、ここだけにつけるのはやめたほうが良いと思います。</p> <p>もう一つは、「個人住宅等のすべての建物が」という都市計画審議会からの意見に対して、例えば(1)の一番上に、個人住宅も全部含めて考えていますという一文を入れた上で、特にこういったものにはこういう施策をかけますとしたほうが、話に入っていくやすいと思います。</p> <p>5-5を見ると「取組」というのが全部ついていますが、「参画と協働」という市民の取組のことを言うのであれば、あえて「取組」という必要はないのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>39ページ・40ページの表に関して表の取り扱いはお任せしますが、「市街地の背景となる山並み景観を保全」というのは、「大規模建築物等の規制・誘導」ではなくて、右の「景観上重要な地区の指定」になるのではないのでしょうか。周囲の自然の保全、農地の保全、里山の自然の保全という項目は重要だと思いますが、42ページ以降の推進方策の分類の中で、自然の保全のところ、もしこの表がないとすると、文章上出てこなくなります。項目として必要なのではないのでしょうか。</p> <p>24ページのところで、「農林業施策との連携」とありますが、他部局で言いにくいのかもしま</p>

	<p>せんが、他の項目と比べますと、連携だけで止まっていて最終目標が見えにくくなっています。目標の方向性を書いていただいたほうが、良いと思います。</p>
議長	<p>一つ目のご意見は、42 ページの(1)の「建築物等」の「等」に含まれているのでしょうか、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今の議論で、5 - 2の「推進方策の枠組み」で、(1)(2)(3)が並列となっていますが、この分類がおかしくて、(2)の公共施設も建築物に含まれるのではないですか。そうであれば、(1)が民間の建築物で、(2)が公共の建築物で、(3)が参画と協働になるのではないのでしょうか。そのような分類の仕方だと思います。</p>
事務局	<p>公共施設の定義ですが、道路、河川等がメインになっていまして、それに加えていわゆる公共建築物ということで、公共施設等という表現にさせていただいております。</p>
委員	<p>公共を言うのであれば、民間も言わないといけません。建築物ではなくて、例えば道路であるとか、橋であるとかにするのであれば、別の分類になるのではないのでしょうか。(2)が建築物ではなくて、建造物になるのでしょうか。また違う定義ですか。この並びが平等の並びではなくて、違うものの並びになっています。この並びがおかしいので、39 ページの表の上のタイトルの並びも、おかしくなっているのだと思います。</p>
事務局	<p>公共施設等の中に建物が入っているから、ややこしいのだと思います。</p>
議長	<p>39 ページ・40 ページの表は、こういう枠組に収めようとしていることに無理があるのだと思います。それは根本的にやり直すということで、整理していただきたいと思います。</p> <p>さきほどのご意見では、農地、里山等の自然景観の保全を、今の枠組の中で捉えているのかということが根源にあり、これは 43 ページの「景観形成重点地区」の中には入っていますので、優良な農地、田園景観はこういうところで守っていくのだと思いますが、背景となっている山並みについては、どうでしょうか。明示されていないので分かりませんが、別の緑地関係の法律で守られているのでしょうか。</p>
事務局	<p>調整区域になっています。43 ページ 45 ページの冒頭の部分で、いきなり話に入るのではなくリード文をつける等して、今のご指摘を入れさせていただきたいと思います</p>
議長	<p>基準編、資料編はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>細かいところですが、基準編のヘッダーとフッターの文字の位置が中央部によっていて見にくいので、ページの外側におくほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>データ上のミスでございます。修正します。</p>
議長	<p>一応本日は、答申として決を採らせていただくということで、序章から順にご意見をいただきました。大きく内容を変えることについては、時間的に難しいところがありますので、審議会意見ということで付帯意見としてまとめるということで進めていきたいと思います。リード文の表現、強調の仕方、章や節の構成のヒエラルキーをはっきりとさせて、それにふさわしい見出しに替えていく部分、写真の差し替え等があります。</p>

	<p>より読みやすく、市民に伝えやすく、分かりやすくするために修正していく部分は、私に預からせていただいて、事務局と調整していくということで、対応させていただきたいと思います。</p> <p>39ページ・40ページの表については、都市計画審議会の方で意見があって本日審議会に出てきた内容の部分は、もう少し意図をはっきりしていただいて整理し直す。簡略化したものは、パンフレットに入れる等の方法で使っていただき、もう少ししっかりと作っていただいたものは、市内部の資料として役立てていただく、そのような整理をしていただくという意見を付けることになると思います。</p> <p>第5章についてご意見をいただきましたので、リード文をつけて分かりやすくする作業と、5-3以降は景観法が柱になっていますので、それが伝わるような説明と、委員のご指摘がございましたようにタイトルを的確に伝わるような表現に改めながら、特に5-1の(1)については、都市計画審議会からもご意見をいただきましたように「個人住宅等も対象である。その中で…」というような前置きを書く等の補強をしていただきたいと思います。</p> <p>以上のような形で、議案第1号「川西市景観計画の策定について(答申)」については、本日の原案をベースとしながら、ご指摘いただいた箇所の表現を的確なものに替えさせていただくというような形で対応することで、答申させていただくということで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>有難うございます。以上の修正を、私と事務局でさせていただきます。</p> <p>39ページ・40ページは、都市計画審議会には出ていなかった内容ですので、特に付帯意見なしとさせていただいて、それ以外の答申案を精査する形で対応させていただきます。議案は以上でございます。</p> <p>事務局より、景観条例の改正に関して進捗報告がございます</p> <p>(景観条例の改正に関する進捗報告)</p> <p>委員 空家が問題になっていますが、そのことをどこかに盛り込めないでしょうか。</p> <p>事務局 他の市に比べて、まだ空き家が少ない状況であると把握しておりますが、今後増えていくことは確実です。今のニュータウンの良好な環境を守っていくという観点から、空き家をどうしていくかということ、今から条例化も含めて検討していきたいという段階です。空き家対策、団地の活性化という観点から取り組んでいこうとは、しております。</p> <p>議長 開発団地景観等にふれられるかどうか、事務局のほうで検討していただいて、私のほうで預からせていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。</p> <p>これで、本日の議題を終了します。</p>
--	---